

# 輸出者等遵守基準省令の改正について



令和4年2月  
経済産業省  
安全保障貿易管理課

# 輸出者等遵守基準の概要

- 外為法に基づき、不正輸出を未然に防止するため、業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）が遵守すべき基本的な事項を省令で規定。（平成22年4月施行）
- 安全保障上機微な特定重要貨物（リスト規制品）を扱う輸出者等は、以下のⅠ及びⅡの基準を遵守する必要。リスト規制品等を扱わない場合はⅠのみを遵守。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象）

## Ⅱ リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

### Ⅱ リスト規制品の輸出等の遵守基準

### Ⅰ 輸出者等の遵守基準

#### Ⅰ 輸出等を行うに当たって遵守する基準

- ① リスト規制品に該当するか否かを確認する責任者を定めること。
- ② 輸出等業務従事者への最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を行うこと。

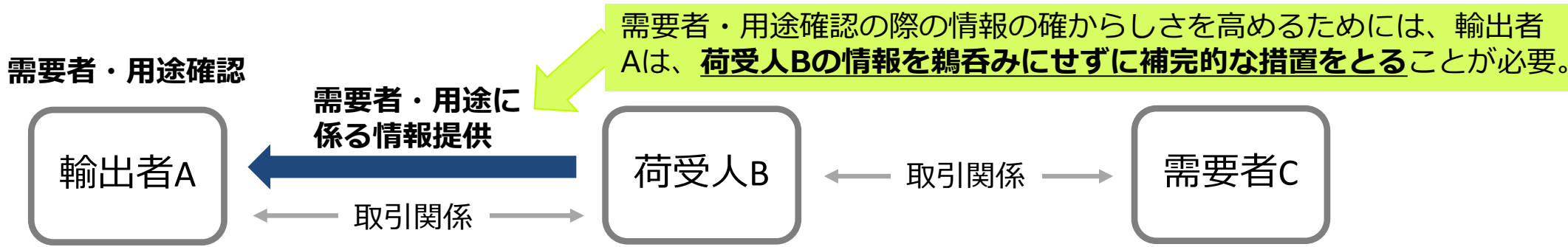
- ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とする。
- ② 組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定めること。
- ③ 該非確認に係る手続を定めること。
- ④ 輸出等に当たり用途確認等を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。
- ⑤ 出荷時に、該非確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
- ⑧ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑨ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

# 輸出者等遵守基準を定める省令の改正概要①

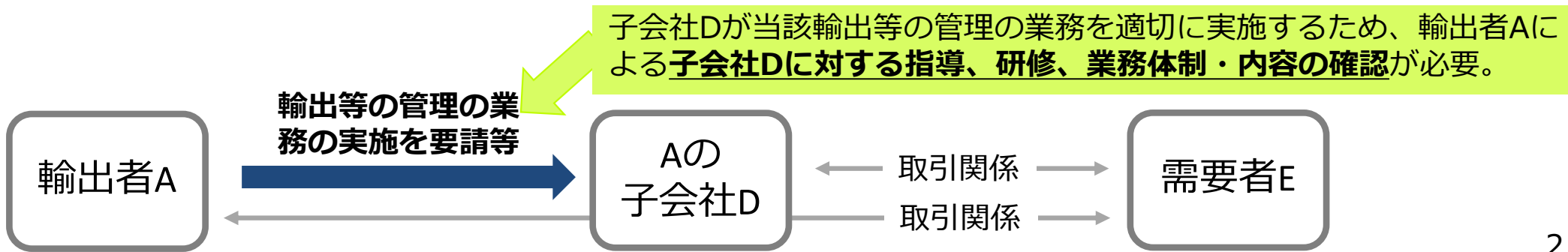
- 昨今の安全保障環境下において**安全保障上の機微な貨物等の管理が一層求められていることや、我が国から輸出された安全保障上の機微な貨物の流出事案が発生している中、安全保障貿易管理体制の一層の整備を通じて、不正輸出等の未然防止を図ることが重要。**このため、**令和4年5月1日（公布は令和3年11月18日）、輸出者等遵守基準省令を改正し、施行。**

(具体的には以下の対応が必要)

- ✓ 需要者等の確認を適切に実施すること、その際には**需要者以外から間接的に取得した情報を鵜呑みにすることなく、確認を行うこと。**



- ✓ 安全保障上の機微な貨物等の輸出等に関わる業務を担う子会社（**海外子会社を含む。**）がいる場合、当該子会社に対する安全保障貿易管理に係る指導等を行うこと。



# 輸出者等遵守基準を定める省令の改正概要②

- 安全保障上機微な貨物を業として扱う輸出者等に対して、以下の事項を求める。
- ① 需要者等の確認を求めるとともに、需要者以外から用途及び需要者の確認を行うに当たり必要な情報を得ている場合は、信頼性を高める手続を定め、用途及び需要者の確認を行うこと。
- ② 子会社が安全保障上の機微な貨物の輸出等の業務に関わる場合は、当該子会社に対して指導等を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めること。

## ①について

「信頼性を高める手続」の具体的な内容：

- ✓ 公開情報の定期的な確認（例えば1回/年）
- ✓ 輸出等に関与しない第三者の提供する情報による定期的な確認
- ✓ 直接訪ねる機会があれば当該機会を活用した需要者からのヒアリング
- ✓ 軍事転用や不正転売等の重大な違反があった場合や虚偽の情報提供があったことが判明した場合  
には契約の無条件解除や損害賠償請求を可能とする旨を輸出等の取引内容に盛り込むこと 等

※取引量や性質、仕向地等を踏まえての実施を想定しており、一律同じ内容を求めるものではない。

## ②について

「指導等」の具体的な内容：

- ✓ 指導とは、最新の法令の周知その他関係法令の規定を遵守するための指導（改善指導を含む。）
- ✓ 研修とは、輸出等の業務の適正な実施のために必要な知識及び技能を習得させるための研修
- ✓ 業務体制及び内容の確認とは、当該子会社の規程類の確認や業務内容の監査、又は当該子会社が実施した監査等の結果の検査・確認 等

※取引量や性質、仕向地等を踏まえての実施を想定しており、一律同じ内容を求めるものではない。

※子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社。海外子会社を含む。）が輸出者等の行う輸出等の管理に係る業務を全く実施しない場合、当該子会社は対象外（一方で、例えば、用途確認のための事前審査を子会社が実施している場合、当該子会社は対象。）

# (参考) 改正後の輸出者等遵守基準の概要

- 外為法に基づき、不正輸出を未然に防止するため、業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）が遵守すべき基本的な事項を省令で規定。（平成22年4月施行）
- 安全保障上機微な特定重要貨物（リスト規制品）を扱う輸出者等は、以下のⅠ及びⅡの基準を遵守する必要。リスト規制品等を扱わない場合はⅠのみを遵守。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象）

## Ⅱ リスト規制品の輸出等の遵守基準

## Ⅰ 輸出者等の遵守基準

### Ⅰ 輸出等を行うに当たって遵守する基準

- ① リスト規制品に該当するか否かを確認する責任者を定めること。
- ② 輸出等業務従事者への最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を行うこと。

### Ⅱ リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

- ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とする。 ※赤字は今回追加する部分
- ② 組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定めること。
- ③ 該非確認に係る手続を定めること。
- ④ 輸出等に当たり用途確認及び**需要者等の確認**を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。**需要者以外から用途及び需要者の確認に必要な情報を得ている場合は、信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者の確認を行うこと。**

※「みなし輸出管理の運用明確化」に伴って実施する必要のある「特定類型該当性の確認」は、需要者等の確認行為に位置づけられている。

- ⑤ 出荷時に、該非確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
- ⑧ **子会社が輸出等の業務に関わる場合は、当該子会社に対して指導等を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めること。**
- ⑨ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑩ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

# (参考) 制度改正に関する相談対応及びHPリンク

- ご不明な点がありましたら、以下のHPにおける情報を御覧いただくとともに、相談対応窓口にご連絡下さい。

## ■ みなし輸出管理の運用明確化

- ✓ 相談対応
  - ①特定類型該当性やその確認手続に関する相談窓口：[minashi-QA@meti.go.jp](mailto:minashi-QA@meti.go.jp)
    - a 通達の文言解釈に関するご相談
    - b 個別事案における対象者の特定類型該当性に関するご相談
    - c 類型該当性確認手続の規程等への記載に関するご相談
    - d その他制度全体に関するご相談（②の内容を除く）
  - ②許可申請書類・記載内容に関する相談窓口：[qqfcbf@meti.go.jp](mailto:qqfcbf@meti.go.jp)
    - a 「みなし輸出」関連の役務取引許可申請に当たって必要となる書類に関するご相談
    - b 「みなし輸出」許可申請に当たって必要となる書類の記載内容に関するご相談
- ✓ HPリンク
  - <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>  
※明確化に伴う説明概要やQ&A等を掲載。

## ■ 輸出者等遵守基準省令改正

- ✓ 相談対応
  - 輸出者等遵守基準に関する相談窓口：[qqfcbh@meti.go.jp](mailto:qqfcbh@meti.go.jp)
- ✓ HPリンク
  - [https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance\\_programs.html#1118](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs.html#1118)  
※輸出者等遵守基準省令改正に伴うQ&A等を掲載。